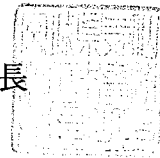


公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和48年3月3日 第20号）の指定を取消したので、公告する。

令和8年7月9日

宮城県気仙沼土木事務所長



- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 指定番号 | 第20号 |
| 2 | 取消しする指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 | 指定取消しの年月日 | 令和8年7月9日 |
| 4 | 取消しする指定道路の位置 | 気仙沼市東八幡前140番1の一部、140番9の一部、140番12の一部、140番13の一部、140番14の一部、140番15の一部、140番16の一部 |
| 5 | 取消しする指定道路の幅員及び延長 | |
| | A (1) 幅員 | 4.0m |
| | (2) 延長 | 30.0m |
| | B (1) 幅員 | 4.0m |
| | (2) 延長 | 18.0m |